

をなしたのち、6箇月以内にその権利者を知ることができない場合には、鉄道はその所有権を取得することおよび託送手荷物、一時預り品についても同様に鉄道が所有権を取得することを定めている。これは鉄道が大量の荷物を取扱う関係上いろいろな理由で、権利者不明の荷物がしばしば生ずることがあるので、これらの荷物を権利者が判明するまで長く保管させることは、鉄道に過酷であるばかりでなく円滑な運送業務を阻害することにもなる。それでこれが救済をはかるため、一定の条件のもとに権利者不明の運送品の所有権を鉄道に取得させたのがこの制度である。

鉄道が所有権を取得するにはつぎの要件が必要である。(1) 荷送人および荷受人を確知することができないこと。ただしこれらの者を確知できない場合であっても、もし運送品の真の所有者が明白であるときは、この者が所有者であるので鉄道はこの者に運送品を引渡すべきであるから、鉄道が所有権を取得することはできない。(2) 主務大臣の定める方法すなわち運送品の名称・種類・個数等その運送品を知り得るに足るべき事項を関係駅に掲示し、掲示後6箇月間経過するも権利者の申出がないときは、鉄道において所有権を取得すべき旨もあわせて掲示する方法によって、権利者搜索の公告を行うこと(昭和19・10・20運輸通信省令第110号・荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件)。

これらの要件が具備すれば鉄道は当然に所有権を取得する。しかもその取得は鉄道が原始的に所有権を取得するもので、前者の権利を承継するものではない。またこの所有権取得は民法の定める時効取得とは異なり、特別に鉄道営業法第13条の2の規定にもとづくものである。したがって鉄道は所有の意思をもって占有を継続することは必要ではなく、また時効の中断停止に関する民法の規定は適用されない。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道運送法。(松野勝三)

**うんそうひんのてんけん 運送品の点検** 鉄道は荷送人から運送品を受託する際または受託後においても、荷送人に対し荷物の種類性質について申告することを求め、かつその荷物の種類性質に疑いあるときは、鉄道は荷送人またはその指示する第三者の立会を求めてこれを点検することができる。しかし託送手荷物についてはその荷物に火薬その他の危険品を収納した疑いがあるときにかぎり、これを点検することができる(鉄道営業法第10条)。これはもともと運送品の種類性質のいかんによって鉄道運賃または運送取扱上の注意を異にするから、法律は鉄道に対し一定の場合に運送品の内容を検閲できる権利を認め、荷送人をして鉄道が点検を行うことを承諾する義務を負わせたのである。しかしその点検はその申告に疑いがある場合にかぎって行い、みだりに行っていない。

つぎに点検した結果運送品の種類性質が荷送人の申告と一致する場合や、託送手荷物につき危険品を収納していなかった場合は、鉄道は点検に関する費用を負担し、かつ点検のために生じた損害を賠償する責任がある(鉄道営業法第10条第2項)。これは点検は鉄道の権利の行使であるが、鉄道の疑いが誤解であった場合であるから、荷造を原状に復するための費用や損害を鉄道で負担することは当然で、これは点検の濫用をいましめるとともに、他方荷送人の利益を保護したのである。これに反して点検した結果運送品の種類性質が荷送人の申告と相違した場合や、託送手荷物につき危険品が収納してあった場合には、点検による損害はもちろん点検に要した費用もすべて荷送人の負担とする。

なお旅客の携帯する手回り品の中に危険品を収納している疑

いがあるときも同様に旅客の立会を求めて点検することができる。この場合旅客が点検に応じないときは、旅客が法令その他鉄道運送に関する規程を遵守しないことになるから、鉄道は前途の乗車を拒絶することができる(鉄道営業法第6条)。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道運送法。(松野勝三)

**うんそうひんのひきわたしぎむ 運送品の引渡義務** 運送人は荷送人に対して運送をなすことを引受けた者であるから、運送品が目的地に到達した場合には到達地において、遅滞なくこれを荷受人または貨物引換証所持人に引渡すべき義務を負う。この義務を運送品の引渡義務という。運送人は運送契約の趣旨にしたがいすでに運送品が到達地に到達した以上は、これを正当な受取権利者に引渡すべき義務あることは当然であって、運送品を引渡して始めて運送契約上の義務の履行を完了したことになる。

運送品引渡請求権者 貨物引換証が発行されている場合には、運送品の引渡請求権は貨物引換証に化体され、運送品自体の処分もこの証券によらねばならぬものであるから(商法第573条)、運送人に対し運送品の引渡を請求できるものは貨物引換証の所持人である。貨物引換証が発行されていない場合には、到達地への運送品の到達(現実には到達したときにかぎる)とともに、荷受人が運送契約によって生じた荷送人のいっさいの権利、したがって運送品の引渡請求権をも取得する(商法第583条)が、荷受人が運送品の引渡を請求するまでは、荷送人は運送品の処分権を有する(商法第582条第2項)。

鉄道運送においては運送品が着駅に到着したときは、配達付のものを除き鉄道は遅滞なく到着の通知を発すべきものである(鉄道運輸規程第68条)が、この通知は到着の順序によるべきものであるが、運輸上正当の事由がある場合および公益上の必要ある場合には例外が認められる。

運送品引渡義務は運送人が正当な権利者に運送品を引渡したときに消滅する。——貨物引換証。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道運送法。(松野勝三)

**うんそうひんのほかんぎむ 運送品の保管義務** 運送人はその保管のもとに運送品の運送をなすことを引受ける者であるから、運送契約の相手方に対し、運送品を受取ったときからその引渡を終るまでの間、善良なる管理者の注意をもって運送品の保管をなす義務を負担することは当然である(商法第577条)。この義務を運送品の保管義務という。物品運送契約がとくに物品の保管を伴う点は寄託に類するが、しかし保管は契約の目的でなく運送実行の1方法に過ぎない。この義務は運送人が荷送人より運送品の引渡を受けたときに始まり、これを到達地において荷受人または貨物引換証所持人に引渡したときに終了する。

運送人はいかなる保管行為をなすことを要するかは各場合によって決すべきであるが、運送人が特約をもって特殊の保管義務を負担したときはその趣旨にしたがって保管すべきである(たとえばもし運送品が到達するも、荷受人に引渡すべき指図あるまではこれを留置保管することを特約したときは、引渡の指図あるまでこれを保管すべきである)。特約のない場合は運送人は運送品の利害関係人の最も利益に適する方法によって保管をなすことを要する。したがって運送人は保管行為をなすに当り、もし荷送人の指図をうける必要がある場合には、その指図をうけることが利害関係人の利益に適することになる。ただし貨物引換証が発行された場合にその正当な所持人を知り得ない場合には、その指図を受けることができないから運送人が最